

意見書

平成 21 年 3 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

メールアドレス XXXXXXXXXX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成21年1月29日付けで公告された基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

審議会答申案に対する当社意見書でも述べたとおり、NTT東・西がPSTNの移行に関する情報を明らかにしていない以上、加入電話回線数の減少に伴う補正の必要性や、その額についての妥当性を第三者が判断することは不可能な状況です。また、コスト算定方法を補正する際に、想定した番号単価が水準に留まらなかったこと等を理由に翌年さらに再補正されるようなことがあつては、制度の安定性・信頼性を損ないかねないため、補てん額の多寡に関係なく、補正の是非について関係者間で改めてコンセンサスを得ることが必要であると考えます。

なお、今回の措置は平成21年度から23年度までの3年間の暫定措置とされていますが、加入電話回線数の継続的な減少という問題は、PSTNの移行期間中は解消するものではありません。いつまで補正を行うのか不明なまま制度を運用し続けることは、国民の利益に反するため、NTT東・西に、2010年を待たずにPSTNの移行計画を開示させ、次期ユニバ制度の在り方を含めた接続ルールの在り方の総合的な見直しに早急に着手すべきです。

以上